

「尼崎市たばこ対策推進条例周知PR業務」仕様書

1 件名

尼崎市たばこ対策推進条例周知 PR 業務

2 業務の概要

本市では、令和6年9月に「尼崎市たばこ対策推進条例」を改正し、市内鉄道13駅(令和6年度中に全駅指定予定。現在、10駅指定完了。)周辺の路上喫煙禁止区域(以下、「禁止区域」という。)における条例違反者に対して、令和7年4月1日から、過料1,000円を徴収することとしている。過料徴収の実施に先立ち、駅周辺が禁止区域になっていること及び違反すれば過料1,000円であることを周知する必要があることから、以下の業務を行う。

まず、重点的に、『JR尼崎駅』と『阪神尼崎駅』の2駅については、乗降客ないし喫煙者数が多いことから、提案者独自の視点・発想で効果的な周知 PR を求めることとし、趣向を凝らしたシートポスターを作成・掲出する。

次に、上記2駅を含む13駅(予定)全駅を通じて駅周辺が禁止区域であること、違反した場合には過料1,000円であることが、一見してわかるようなポスター・横断幕等を作成・掲出する。

この他、提案者独自の視点・発想で、業務の目的を達成するために効果的であると思われる広告手法(例:音声媒体、画像電子媒体、ポップ広告、他の掲出場所を提案し実施等)を提案上限額の範囲内で実施する。

3 業務の目的

「尼崎市のたばこ対策(※)」を推し進めるため、禁止区域・過料徴収に関する周知 PR により、禁止区域内での条例違反行為を抑止し、①望まない受動喫煙の防止(受動喫煙による健康影響等)と②喫煙ルールの遵守・喫煙マナーの向上を図ることを目的とする。

※「市報あまがさき」令和6(2024)年11月号の1~5ページの記載内容を参照すること。

(参考 URL) <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/1001823/1002089/003sihou back/1037937/1039982.html>

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式により、参加事業者の企画提案内容等について、プレゼンテーション審査(※)による企画競争を実施の上、優先交渉権者を決定する。

※プレゼンテーション審査において提案者が質疑回答した内容も履行内容に含まれる。

6 提案上限額

5,500,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※金額は契約額や予定価格を示すものではなく、提案上限額である。あくまでも上限額であるため、必ずしもこの額で提案を行う必要はない。

7 業務内容等

提案者は、下記の全ての業務項目について実施することとする。

業務項目

- (1)シートポスター作成・掲出業務(JR尼崎駅・阪神尼崎駅対象)
- (2)デッキ柱シートポスター作成・掲出業務(JR尼崎駅・JR立花駅・阪神尼崎駅・阪急塚口駅対象)
- (3)横断幕作成・掲出業務(全13駅対象※)
- (4)駅ポスター作成業務(全13駅対象※)
- (5)独自提案に関する業務(全13駅対象※・(1)(2)(3)(4)の一部あるいは全部を対象とする。)

※全13駅:(阪急)武庫之荘駅・塚口駅・園田駅

(JR)立花駅・尼崎駅・塚口駅・猪名寺駅

(阪神)武庫川駅・尼崎センターパー前駅・出屋敷駅・尼崎駅・大物駅・杭瀬駅

各業務内容

(1)シートポスター作成・掲出業務 (JR尼崎駅・阪神尼崎駅の2駅対象)

ア 掲出場所

(ア) JR尼崎駅駅舎の改札外 (2階自由通路や階段を含む。)

・3箇所以上は掲出するものとする。

・掲出場所や位置に関しては、必ず現地を確認の上、提案すること。

・形状・大きさについては任意とするが、目を引き且つ一見して分かりやすいものとする。

・下記(写真)の掲出場所は市が提供可能な場所(市が管理している道路など)であり、提案者の費用負担は発生しない。

・下記(写真)の掲出場所も含め、周知PRに効果的な場所や媒体を提案すること。その他、費用負担・許可申請の手続きが発生する場合は提案者の責任と負担において実施すること。警察や施設管理者等への許可申請(道路占用許可申請・道路使用許可申請・屋外広告物に関する届出)については、市(マナー向上推進担当)も手続き・調整等を支援する。

●提案者による費用負担が不要な場所(JR尼崎駅) ※掲出物の形状や大きさは任意

駅北側に向かう自由通路の壁面



およそ35cm×1,000cm



およそ35cm×1,000cm

駅南側に向かう階段の見附



およそ200cm×500cm

コンビニエンスストア前の柱



①およそ150cm×100cm

②およそ150cm×100cm

③およそ130cm×130cm

④およそ260cm×130cm



- (イ) 阪神尼崎駅駅舎の改札外（利用者が往来する通路部分など）
- ・1箇所以上は掲出するものとする。
 - ・掲出場所や位置に関しては、必ず現地を確認の上、提案すること。
 - ・形状・大きさについては任意とするが、目を引き且つ一見して分かりやすいものとする。
 - ・掲出場所は改札外の通路部分を基本とするが、周知PRに効果的な場所や媒体があれば提案すること。
 - ・阪神尼崎駅改札外の通路で市が提供できる場所はないが、提案者において施設管理者等と協議の上、掲出すること。費用負担・許可申請の手続きが発生する場合は提案者の責任と負担において実施すること。警察や施設管理者等への許可申請（道路占用許可申請・道路使用許可申請・屋外広告物に関する届出）については、市（マナー向上推進担当）も手続き・調整等を支援する。

イ デザイン

- (ア) 禁止色が前面に出ず、喫煙者・非喫煙者の両者にとって受け入れやすく好感の持てる内容であること。
- (イ) ①望まない受動喫煙の防止（受動喫煙による健康影響等）と、②喫煙ルールの遵守・喫煙マナーの向上を図るためのメッセージ（※）が取り入れられていること。
※キャッチコピー・イラスト等の有無は任意とする。
- (ウ) 禁止区域であること及び過料徴収を実施することが伝わるようにすること。
- (エ) デザインにキャラクターを起用することも可とするが、以下の事項に留意すること。
- ・提案者自身が制作したオリジナルのキャラクターであること。
 - ・完成したデザインが知的財産権はもとより、第三者が有するいかなる権利も侵害するものでないこと。
 - ・著作権及びその他一切の権利は本市に帰属すること。
- (オ) 今後、市がデザインのレイアウトや表記を追記するなど一部変更を加える場合があること。
- (カ) マナー向上シンボルマークをデザインに活用（表示）すること



左記はマナー向上シンボルマーク

※必要に応じてオリジナルデータを提供する

- (キ) 校正 2回程度

ウ 材質等

6か月以上の掲出に耐えられる材質とすること。

※床に貼り付ける場合、表面にエンボス加工を施すなど、通行人が滑らないよう、躓かないよう、剥がれ防止等を配慮した素材等を使用すること。

エ 成果物の納品

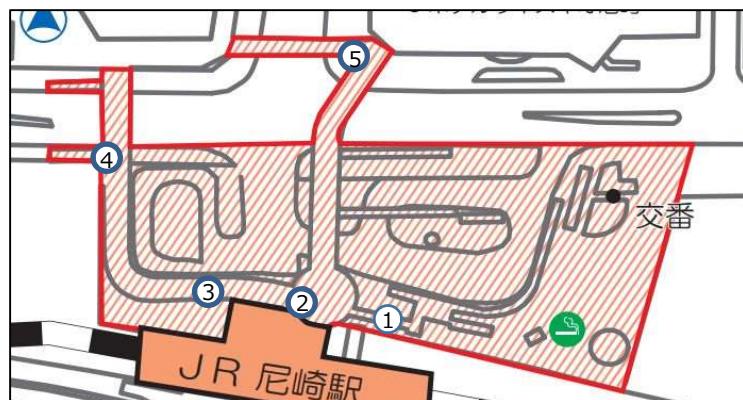
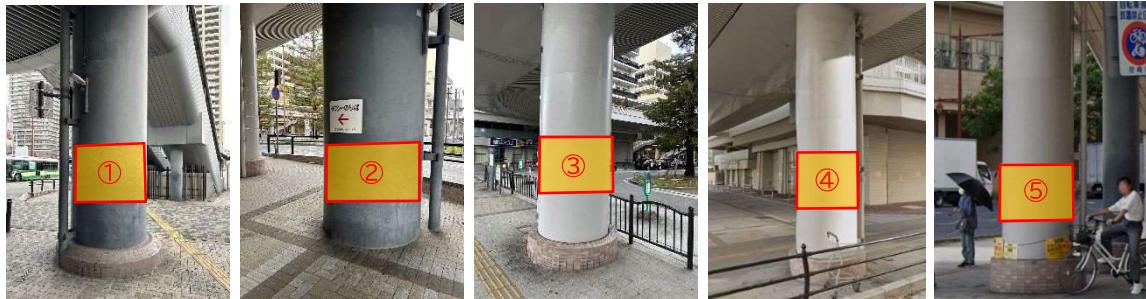
- ・契約期間内に施工を完了し、市の確認を受けること。
- ・原稿データ（Adobe Illustrator及びPDF）をCD又はSDカードで納品すること。

(2) デッキ柱シートポスター作成・掲出業務

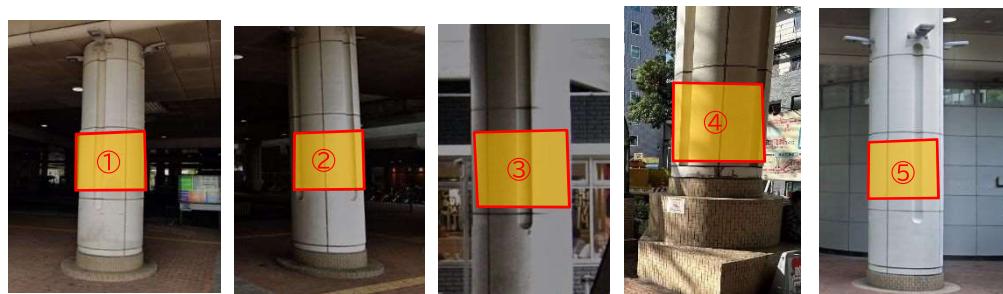
ア 掲出場所

市が指定する下記(写真)の掲出場所全てに掲出すること。デッキ柱の着色した部分は、おおまかな掲出位置を示したものであり、最終的な掲出位置は契約後に施設管理者等と協議の上、決定する。

(ア) JR尼崎駅(北)の2階デッキの柱部分



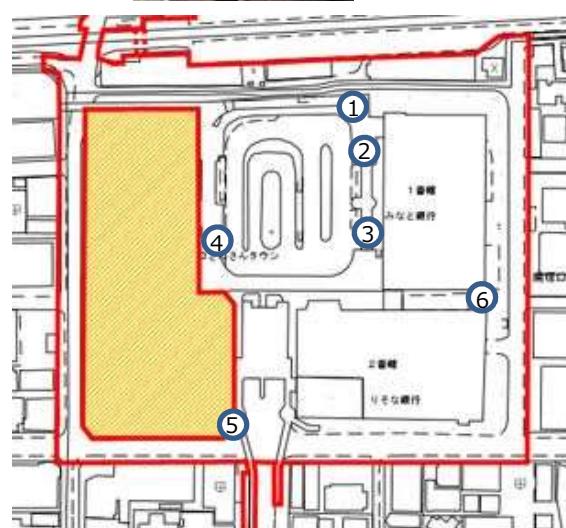
(イ) 阪神尼崎駅の2階デッキの柱部分



(ウ) JR立花駅の2階デッキの柱部分



(エ) 阪急塚口駅の2階デッキの柱部分



イ サイズ

タテ60cm×ヨコ100cm(横長)

(※阪急塚口駅④⑤のみタテ100cm×ヨコ60cmの縦長)

ウ 掲出の高さ等

掲出の高さは、歩行者の目線の高さ(180cm程度)に合わせた位置に掲出する。

掲出の向きは、歩行者の多い向き(側)に掲出する。

エ 数量

21枚(4駅の合計)

オ デザイン

(ア) 別紙『基本デザイン』に基づき作成するものとする。

(イ) 校正 2回程度

カ 材質等

6か月以上の掲出に耐えられる材質とすること。

キ 各種許可申請手続き

市の道路・公園に掲出するにあたっての各種占用許可申請の手続きは、提案者の責任と負担において実施すること。なお、市(マナー向上推進担当)も手続き・調整等を支援する。

ク 成果物の納品

・契約期間内に施工を完了し、市の確認を受けること。

・原稿データ(Adobe Illustrator及びPDF)をCD又はSDカードで納品すること。

(3)横断幕の作成・掲出

ア 掲出場所

市が指定する下記(写真)の掲出場所全てに掲出すること。写真の着色した部分は、おおまかな掲出位置を示したものであり、最終的な掲出位置は契約後に施設管理者等と協議の上、決定する。

(阪急電鉄)

①武庫之荘駅(南北)



②塚口駅(南北・2階デッキ)



③園田駅(南北)

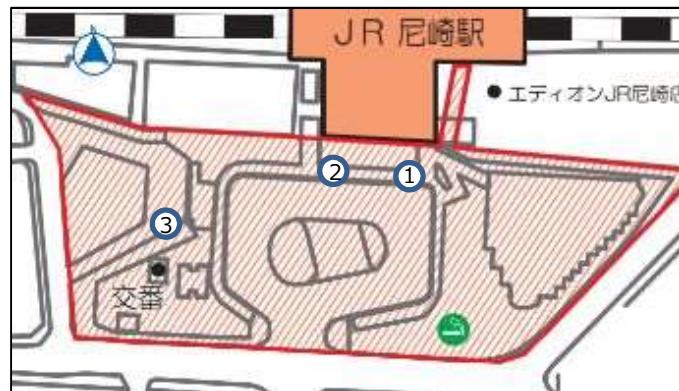


(JR)

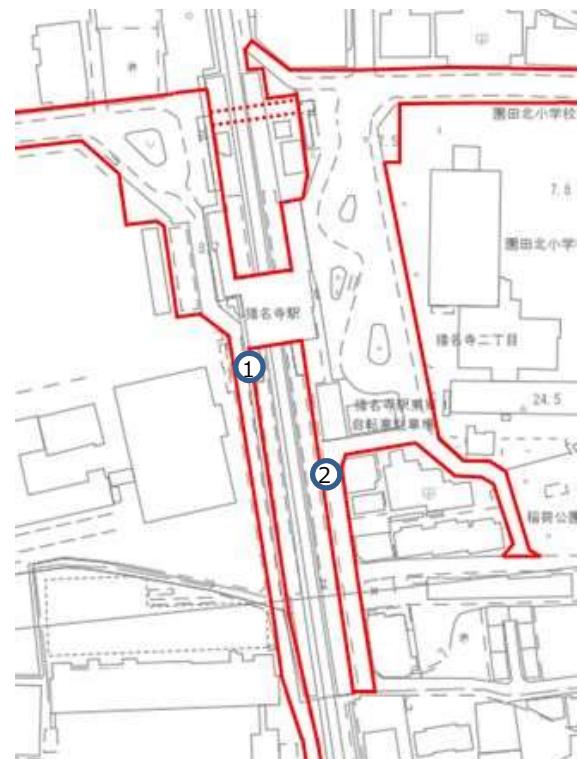
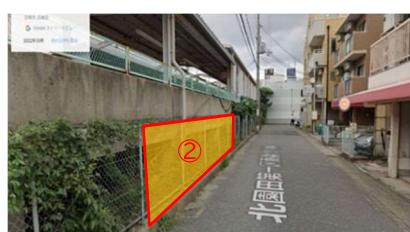
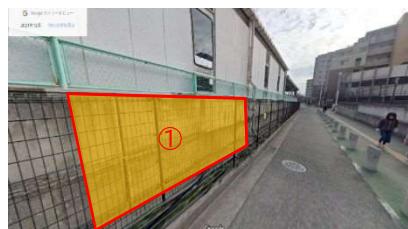
①立花駅(南北・2階デッキ)



②尼崎駅(南側ロータリー)

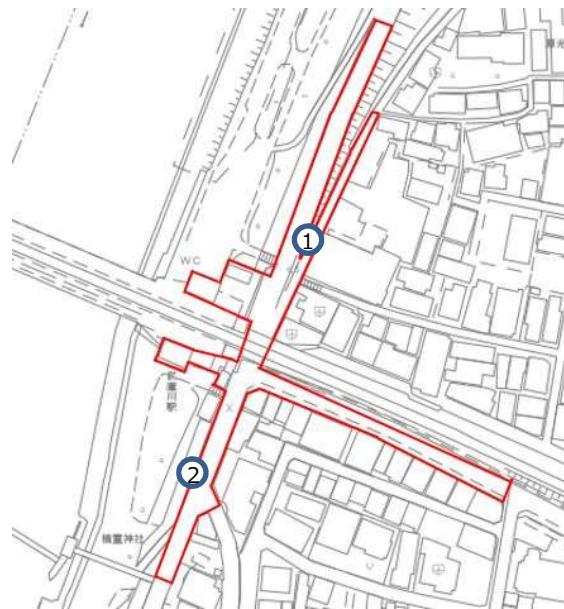


③猪名寺駅(東西)

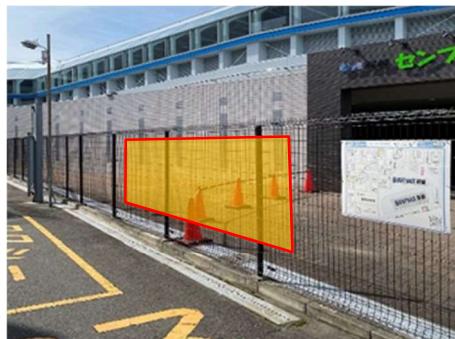


(阪神電鉄)

①武庫川駅(南北)



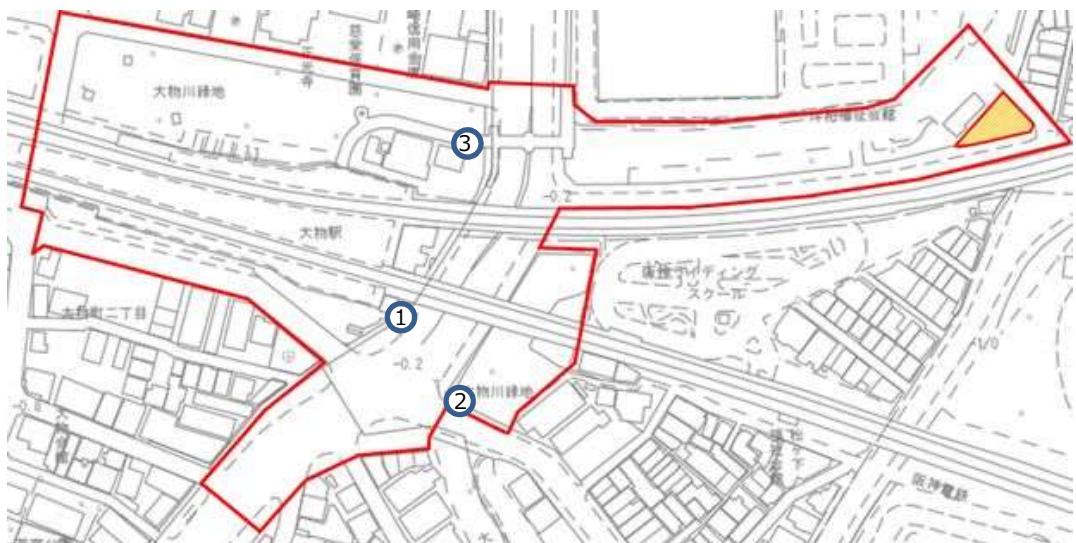
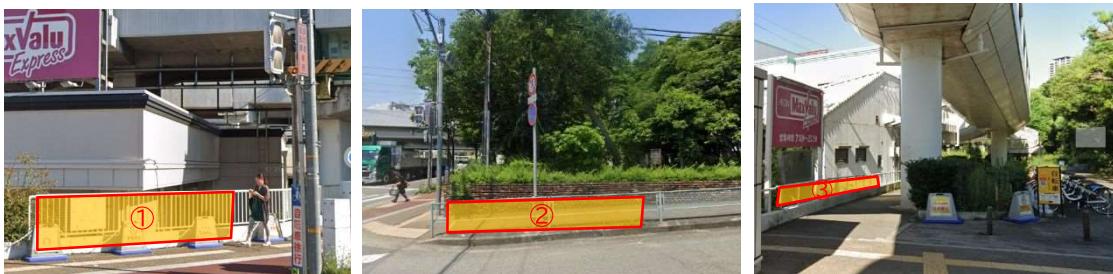
②尼崎センタープール前駅(南北)



③出屋敷駅(南北)



④大物駅(南北)



⑥杭瀬駅(南北)



イ サイズ・数量

- ① 縦50cm×横180cm、5枚
- ② 縦50cm×横360cm、21枚

ウ デザイン

- (ア) 別紙『基本デザイン』に基づき作成するものとする。
- (イ) ①望まない受動喫煙の防止(受動喫煙による健康影響等)と、②喫煙ルールの遵守・喫煙マナーの向上を図るためのメッセージ(※)が取り入れられていること。
※キャッチコピー・イラスト等の有無は任意とする。

(ウ) 校正 2回程度

エ 材質等

- (ア) 6か月以上の掲出に耐えられる材質とすること。
- (イ) 屋外に設置するため、耐風性(メッシュ素材など)・耐水性があり、耐候性(日焼けしにくい)がある素材(ターポリン素材など)を使用すること。
- (ウ) 横断幕の周囲をロープで縫い込むなど、耐久性を高めること。
- (エ) 横断幕の周囲(4辺)に紐やロープを通すためのハトメを8か所程度設けること。

オ 各種許可申請手続き

市の道路・公園に掲出するにあたっての各種占用許可申請の手続きは、提案者の責任と負担において実施すること。なお、市(マナー向上推進担当)も手続き・調整等を支援する。

カ 成果物の納品

- ・契約期間内に施工を完了し、市の確認を受けること。
- ・原稿データ(Adobe Illustrator及びPDF)をCD又はSDカードで納品すること。

(4)ポスターの作成業務 (デザイン・印刷のみ)

ア 掲出場所

本市で掲出を行う。(掲出業務は不要。)

イ サイズ

A1判

ウ 数量

130枚(縦向き65枚、横向き65枚)

エ デザイン

- (ア) 別紙『基本デザイン』に基づき作成するものとする。
- (イ) 縦向きと横向き(文字の向きは問わない)の2パターン作成すること。
- (ウ) 校正 2回程度

オ 材質等

コート紙110kgと同等以上の材質を有するもの。

カ 成果物の納品

- ・契約期間内に納品を完了し、市の確認を受けること。
- ・原稿データ(Adobe Illustrator及びPDF)をCD又はSDカードで納品すること。

(5)独自提案(全駅対象)

業務項目(1)(2)(3)(4)で挙げた項目以外に、提案者の独自の視点・発想をもち、業務の目的を達成するために効果的であると思われる広告手法(例:音声媒体、画像電子媒体、ポップ広告、他の掲出場所を提案し実施等)について、提案上限額の範囲内で実施できることを企画提案書に盛り込むこと。

ア 成果物の納品

- ・契約期間内に施工を完了し、市の確認を受けること。
- ・原稿データ(Adobe Illustrator及びPDF)をCD又はSDカードで納品すること。

8 留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、企画提案書に各業務のスケジュールを表形式にして体系的に記載すること。
- (2) どのような体制で行うかなどについて示すこと。
- (3) 企画提案内容の各項目について、本業務を実施する優先交渉権者の決定後に企画内容の詳細調整を行うため、最終業務内容の決定後、見積書の再提出を経た上で、契約を締結する。
- (4) 提案者は、業務の全部を一括して他に委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りではない。業務の一部を再委託する場合は、できるかぎり市内業者を選定すること。
- (5) 本業務の成果物の著作権等その他一切の権利は、全て本市に帰属するものとする。
- (6) 事業の実施にあたり、通行人の安全には十分留意すると共に、万が一それにより問題が生じたときは、提案者の責任においてこれを処理するものとする。その他委託業務が原因で発生した事故についても同様とする。
- (7) その他、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項が生じた場合は、その都度速やかに委託者・提案者双方が誠意をもって協議し対処する。

9 遵守事項

- (1) 提案者は、本業務を処理する上で知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。なお、上記を担保するため、別紙「個人情報・データ取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本委託業務の受託に係る関係者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。特に掲出前の広告内容の秘密保持については細心の注意を払うこと。
- (3) 本仕様書に記載されているものの他、法令等を遵守して業務を実施すること。特に、制作物については、昨今、著作権等の侵害が社会問題となっているため、その社会的影響も考慮する中で、再委託事業者への徹底も含め、その侵害の予防については万全の注意を払うこと。
- (4) 上記法令違反等があった場合は、提案者がその責めを全て負うとともに、今後本市への企画提案の資格を失う場合があることに留意すること。

10 支払方法

適法な請求を受けた日から30日以内に一括払

以 上

尼崎市たばこ対策推進条例周知PR業務 基本デザイン

「尼崎市たばこ対策推進条例周知 PR 業務」仕様書中、「7業務内容等」における、業務項目(2)(3)(4)の作成にあたっては、以下の「標準デザイン」をベースにそれぞれの業務に応じて作成すること。また、下記の留意事項についてもデザインに反映させること。

<標準デザイン> ※本市の看板に使用しているデザイン



【デザイン作成にあたっての留意事項】

- ① 背景色はグレーとする。
※その他使用可能な色は白色・黄色・赤色・青色とする。
※契約後に RGB 値、CMYK 値を協議の上作成すること。(校正2回)
- ②「路上喫煙禁止区域であること」及び「違反すれば過料 1,000 円であること」がわかるような内容とすること。
※この①②の2点が明確に伝わるデザインであれば、フォント等は任意とする。
- ③日本語以外に「英語」「中国語」「韓国語」「ベトナム語」も記載すること。
- ④喫煙禁止のマークは原則デザインに取り入れることとする。
- ⑤その他「①から④の項目のサイズ・配置等を変え効果的に見せられるようデザインする」「視覚的に喫煙禁止マークが立体的に見えるようにする」など、標準デザインをそのまま用いるのではなく、工夫を凝らすこと。
- ⑥マナー向上シンボルマークをデザインに活用(表示)すること。



上記はマナー向上シンボルマーク
※必要に応じてオリジナルデータを提供する

以 上

(別紙)

「個人情報・データ取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、この契約による業務（契約書、約款及び仕様書等（仕様書、協議書、図面、見本等をいう。以下同じ。）に基づく業務を含む。以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及びデータを適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。

2 この特記事項において、「情報システム」とは、尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2(3)に規定する情報システムを、「データ」とは、同章2(6)に規定するデータをいう。

(取得の制限)

第3条 受託者は、委託業務を行うために個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置に係る義務)

第4条 受託者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に鑑み、委託業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者が認める場所外への無断持出し（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他個人情報又はデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 受託者は委託業務を行うに際し、当該委託業務に従事する従業員及び当該委託業務の作業場所を特定しなければならない。

3 受託者は委託業務を行うに際し、本件個人情報等を日本国外に持ち出してはならない。

4 受託者は、本件個人情報等について安全管理措置を講じるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に定める安全管理措置に関する事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受託者は、個人情報その他委託業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。この契約期間満了後及びこの契約の解除後においても、同様とする。

(利用又は提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を、この契約の履行目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故等発生時における報告義務等)

第8条 受託者は、委託業務に関する第4条第1項の規定に基づく安全管理措置を講じていないこと、本件個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したこと又は当該事故が発生するおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、速やかに、委託者にその旨を通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅延なく、事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、事故等があった場合において必要があると認めるときは、受託者の名称、事故等の内容その他必要と認める事項について公表することができる。

(従事者への指導等)

第9条 受託者は、委託業務に従事している者及び従事していた者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下同じ。）に対し、本件個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用させないために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、委託業務に従事している者に対して、本件個人情報等の保護に關し必要な事項を周知し、又は教育をしなければならない。

3 受託者は、委託者から前項の規定による周知又は教育の実施状況の報告を求められた場合には、当該実施状況等を書面により委託者に報告しなければならない。

4 受託者は、委託者が必要と認めるときは、委託業務に従事している者を個人情報又はデータの取扱いに関する研修（委託者が実施するものその他の委託者が指定するものに限る。）に参加させなければならない。

5 受託者は、委託者に対して、委託業務に従事している者及び従事していた者の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(個人情報等の受領)

第10条 受託者は、委託業務の履行上、委託者から本件個人情報等の提供がある場合は、様式第1号「個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データ等の持出し)

第11条 受託者は、委託業務の履行上、やむを得ずこの契約による業務に関するデータを委託者の管理する情報システムの外部に持ち出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合は、そのデータを持ち出す際に、暗号化等の措置を行うとともに、様式第3号「情報持出管理簿」に記録し、この契約の終了の際及び委託者の求めに応じて、これを委託者に提出しなければならない。

(データ等の持込み)

第12条 受託者は、委託業務の履行上、外部から委託者の管理する情報システムにデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「データ持込申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりデータ等にコンピュータウイルス等の不正プログラムが書き込まれていないことを確認したうえで、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。約款第9条の2第1項の規定により成果物としてデータを委託者に引き渡す場合その他委託業務に関して受託者がデータを委託者に引き渡す場合も、同様とする。

(個人情報等の返還等)

第13条 受託者は、委託業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により委託者にデータを返還し、又は引き渡す場合について、準用する。

(廃棄等)

第14条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、委託業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、これを確実かつ速やかに消去しなければならない。この場合において、受託者は、データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、委託業務の履行上、委託者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、これを確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、その破壊し、又は廃棄した日から14日以内に、様式第7号「廃棄証明書」を委託者に提出しなければならない。

(第三者に再委託する場合の措置)

第15条 受託者は、約款第6条第2項の規定により委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託を行おうとする場合において、その再委託を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、当該第三者においてその再委託に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを、その再委託契約の締結前に確認し、書面によりその内容を委託

者に報告しなければならない。

- 2 受託者から再委託を受けた業務に関してさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）が行われる場合において、その再々委託等を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、受託者は、当該再々委託等を行う者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
- (1) 再々委託等を行うことについて、受託者を通じて約款第6条第2項の規定による委託者の承認を得ること。

- (2) 再々委託等の契約の締結前に、当該再々委託等を受ける者において当該再々委託等に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを確認し、書面によりその内容を委託者に報告すること。

第16条 再委託又は再々委託等が行われる場合は、受託者は、再委託又は再々委託を行う者に対し、この特記事項と同等以上の再委託先又は再々委託先遵守義務を定める規定をその再委託又は再々委託等に係る契約に規定させなければならない。

- 2 受託者は、再委託先及び再々委託先に対し、この特記事項に定める受託者の義務（その性質上受託者のみが負うべきものを除く。）を遵守させなければならない。

- 3 受託者は、委託者に対して、再委託先及び再々委託先の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(書類の提出)

第17条 受託者は、契約締結時に、委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第8号「誓約書」を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事させる前に、氏名、従事を開始する日、従事を終了する日その他委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第9号「確認書」を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

(調査等)

第18条 委託者は、必要があると認めるときは、本件個人情報等の取扱いについて、調査を行い、又は受託者に報告を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の調査に協力し、及び同項の報告の求めに応じなければならない。

(監査等)

第19条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務に関して必要なセキュリティ対策が確保されていることその他本件個人情報等の適正な取扱いについて、監査し、又は受託者に改善を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の監査に協力し、及び前項の改善の求めがあった場合は適切な措置を講じなければならない。

(定期報告)

第20条 受託者は、本件個人情報等の取扱いの状況（再委託先及び再々委託先における状況を含む。）について、原則として、年1回以上、定期的に報告しなければならない。ただし、契約期間が1年に満たない場合は、この限りでない。
(委託者の指示、法令等の遵守)

第21条 受託者は、この特記事項に定める義務を履行するに当たり、仕様書等においてその履行の方法等について委託者の指示があるときは、これに従わなければならない。ただし、委託者が別に承認したときは、この限りでない。

2 前各条及び前項に定めるもののほか、受託者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守しなければならない。

(契約解除等)

第22条 委託者は、受託者がこの特記事項に違反したときは、約款第11条第1項第4号に該当するものとして、同項の規定に基づき、委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 委託者は、前項に規定する場合において、約款第11条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これにより受託者に損失が生じた場合においても、これを一切補償しないものとする。

3 事故等が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合に該当するときは、同条第2項の規定による本人への通知に要する費用その他事故等により委託者に必要となった事務に要した費用（第三者への損害賠償を含む。）については、約款第22条第1項の規定により、委託者に対して賠償しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、受託者は、この特記事項に違反したことにより委託者に損害を与えた場合は、約款第22条第1項の規定により、委託者に対してその損害を賠償しなければならない。

5 事故等の発生により第三者に損害を与えた場合は、受託者は、約款第23条第1項の規定により、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。